

本校における特別支援教育コーディネーターの取り組み

河野俊寛

1. はじめに

特別支援教育コーディネーターの実践については、『実践障害児教育』や『発達の遅れと教育』等の雑誌が特集を組み、その事例が多く紹介されるようになってきた。しかし、その報告は公立学校からのものがほとんどであり、大学の附属学校からのものは皆無に近い。したがって、附属養護学校における特別支援教育コーディネーターの役割については、まだ明確ではないのが実情であろう。そこで、本研究では、大学の附属養護学校である本校における特別支援教育コーディネーターの今年度の取り組みについて、その実態をまとめることによって、附属養護学校における特別支援教育コーディネーターの実践の方向を探る一資料とする目的とする。

2. 本校の制度

本校では、特別支援教育コーディネーターとして筆者が指名されている。筆者は高等部に級外として所属し、授業時数は20時間で、他の高等部の教員より4時間時間数が少ない。それは、金曜日に授業を入れないことによって、コーディネーターとしての仕事が可能なように配慮されているからである。しかし、その他の校務分掌については、他教員との違いはない。

4月当初は、コーディネーターとしては、校内向けの仕事のみであった。しかし5月からは、「支援相談」という名称の、就学中の児童生徒を対象とした教育相談を開始したため、校外への仕事が加わった。就学中の児童生徒を対象とした相談は、本校ではこれまでも電話相談等で隨時行っていた。しかし、幼児相談が2年前に始まって、制度として明確になったのに対して、就学中の児童生徒への相談は、中心となる担当者が明確でなかったり、出張相談が難しかったりした。そこで、今年度は、出張相談も可能なように授業時間数を軽減され、コーディネーターの仕事と位置づけられた教育相談事業を始めたわけである。

3. 実績

養護学校における特別支援教育コーディネーターとしての役割については、文部科学省の『児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）』によれば、（1）学校内の関係者や関係機関との連絡・調整、（2）保護者に対する学校の窓口、（3）小・中学校等への支援、及び（4）地域内の特別支援教育の核として関係機関との密接な連絡調整、とある。以下は、この分類に沿って、本校における特別支援教育コーディネーターの実績についてまとめる。

（1）学校内の関係者や関係機関との連絡・調整

本校では、個別の教育支援計画の様式を昨年度に定め、今年度初めより作成している。しかし、個々のケース会が開かれていなかったので、筆者がコーディネートして、本校の

担任と関係諸機関と日時の調整を行い、11月末現在ではまだ1例しかないが、ケース会を開催した。関係諸機関としては、主治医、福祉サービスに参加してもらうことができた。

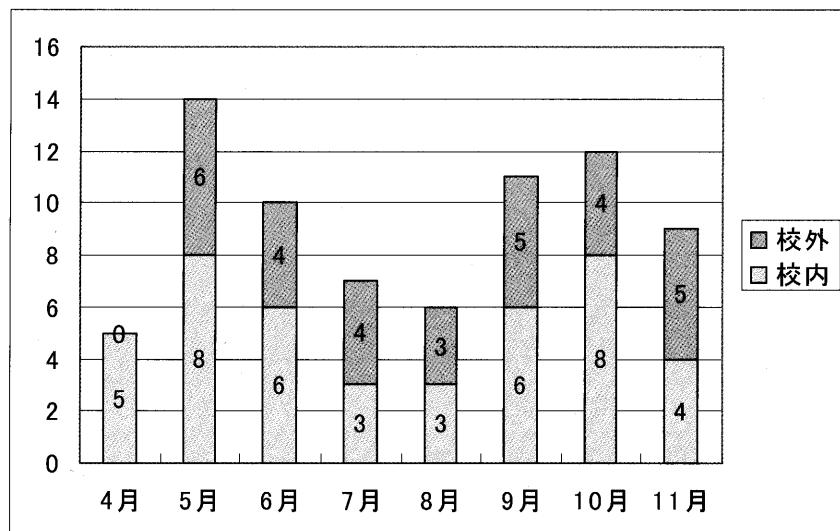
(2) 保護者に対する学校の窓口

これについては、「学校の窓口」というよりは、本校の担任と保護者との懇談に同席して、相談を受けた事例が2件あった。どちらも自閉症児への対応についてだった。

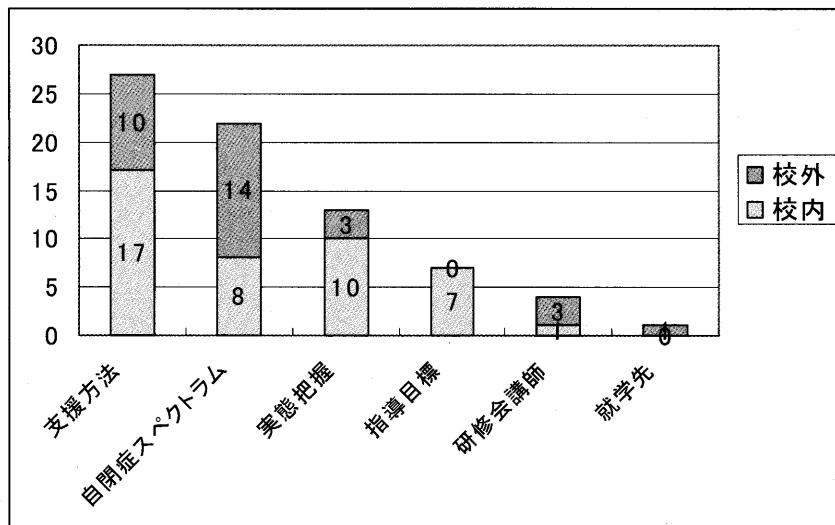
(3) 小・中学校等への支援

この部分は校内と校外に分けることができる。

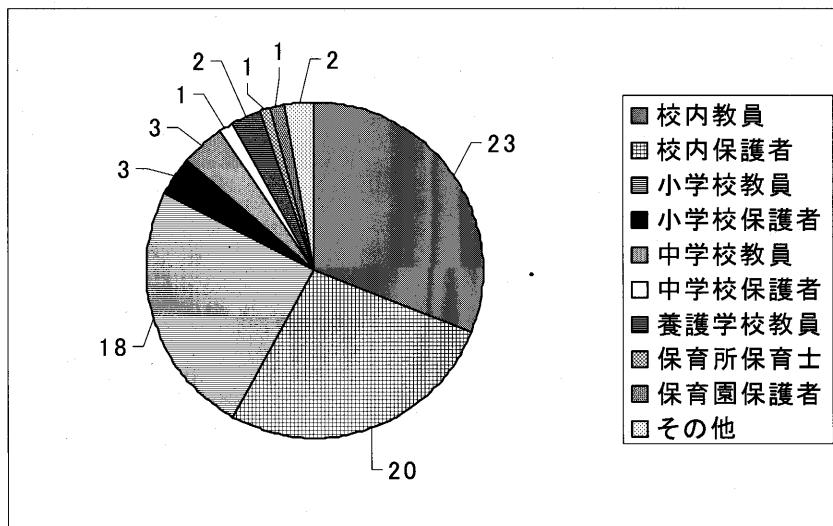
件数等については、以下のグラフ1～3で示し、以下には、特徴的な事例についてのみ簡単に説明を加える。



グラフ1 月別相談件数（数字は実数）



グラフ2 内容別相談件数（数字は実数）



グラフ3 相談者別相談件数（数字は実数）

①校内

ア. 相談

11月末で延べ43件の相談があった。その内訳は、23件が教員から、20件が保護者からだった。教員からの相談は、職員室での立ち話的な相談が比較的多く、その内容は、実態把握と指導目標設定という内容が多かった。保護者からの相談は兄弟についてのものが多く、この内の1人については、複数回の相談を受けた。この事例は、小学校と保護者の間に継続的に入って相談を行ったものである。対象児が学習に対して無気力になっており、その対応をめぐって、保護者と担任との間で意見の食い違いが生じているので、間に入って調整した。途中、父親と母親の間の意見の違いが問題になったり、母親の担任への不信感が問題になったりしたが、その都度、一つずつ解決していき、最終的には、担任、両親、そして筆者とで懇談会を持って、今後の方針について具体的に話すことができた。保護者からの他の相談としては、兄弟の実態把握を希望され、検査を実施したケースが延べ3件あった。

イ. 「自立活動通信」

自立活動の観点から、自閉症、不適切行動、心理検査について解説したA4版1枚のものを14号まで出し、本校の教員、保護者に配布するとともに、本校のホームページにも載せた。心理検査の通信については、検査に関して保護者から2件問い合わせがあり、兄弟の相談を受けるきっかけになった。

②校外

ア. 教員に対して

相談内容に関しては、校内では多かった実態把握と指導目標については少なく、自閉症スペクトラムの理解と対応についてと、支援方法についてが多かった。相談以外では、特殊学級の教員が研究授業をされ、それについて全校で整理会をするにあたって、助言者として参加したケースが2件あった。また、自閉症スペクトラムの理解と対応について1件、軽度発達障害の理解と対応について2件の、研修会講師依頼もあった。

イ. 保護者に対して

進路について、地元の学校と養護学校とどちらがいいか、という進路の相談が1件あっ

た。また、保護者の学校への不信感から、学校と保護者の間に入ることを要請された相談が1件あったが、これは最終的には保護者が介入要請を取り下げたので、実際には学校に出向くことはなかった。

ウ. その他

ガイドヘルパー派遣業を営む事業所から、ガイドヘルパーに対して自閉症について話して欲しい、という依頼があり、3人のガイドヘルパーを対象に研修会を開催した。また、肢体不自由児通園施設から、来年度から知的障害児も受け入れることになるので、自閉症児等の話をして欲しい、という依頼があつて研修会の講師をした。

(4) 地域内の特別支援教育の核として関係機関との密接な連絡調整

能登地区の保護者からの教育相談に対して、県立七尾養護学校の教育相談を紹介し、地域の相談機関につなぐことができた。しかし、この分野については、私的なネットワークを使っての情報交換は少しはされたが、コーディネーターとしての公的な連絡調整はできなかつた。

4. 今後の課題

コーディネーターに関して、以下の2点が課題であると考えている。

一つ目は、学校外への支援に関して、どのような特徴を出すか、ということである。本校は金沢市内にあるので、支援対象地域を「金沢市とその近郊」としてきたが、金沢市にはすでに教育プラザ富樫という金沢市の教育相談機関がある。また、金沢市内にある県立平和町養護学校(肢体不自由)でも、肢体不自由という障害種に限定しない相談業務を行つてゐる。そのような中では、附属養護学校としての特質、例えば大学教員との連携等を特徴として、今以上に前面に打ち出さないと、存在意義を示せなくなるのではないかと考えている。

二つ目は、コーディネーターに関連した学内の組織の問題がある。本校においては、それは相談システムの一元化という課題である。現在は、就学前幼児対象の支援、就学期の児童生徒への支援、及び、就労と卒業後の支援、という三つがそれぞれに動いているのが実態である。この三つの支援体制を統一し、支援が必要な一人の子どもに対して、そのライフスパンを見据えた支援を行うシステムを、今検討し始めたところである。この場合も、大学の附属学校として、教育学部の教員だけではなく、医療、心理、労働、法制等の専門教員にも協力を得て、そのシステムを作っていくことが必要ではないかと考えている。

参考文献

「実践障害児教育3月号」2~15ページ、学研、2005年

「発達の遅れと教育10月号」4~29ページ、日本文化科学社、2004年

文部科学省『児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)』83ページ、東洋館出版社、2004年